

相談を受けてからの流れ

子どもにはまもられる権利、大切にされる権利があります。おとなでも子どもでも、この権利を侵害してはいけません。これまで相談してうまくいかなかったことも「せたホット」に話してみませんか。(自分のことでなくても大丈夫です)
秘密は必ず守ります。 ※相談にお金はかかりません

例えば、こんなとき…

学校で…

- 仲間はずれやいじめ
- 先生のことや友達のこと

家庭で…

- 家でのつらいこと・いやなこと
- 家族に話せないこと

習い事、バイト先で…

- 仕事(バイト)先でのこと
- 先輩や上司のこと

つらい、悲しい気持ちになったら…

電話・メール・手紙・FAX・会って

相談する

子どもの権利侵害についておとなも相談できます。

おはなしかかせてね

せたホットとの対応

一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聴いて一番よい方法を一緒に考えます。

調べる、協力依頼

解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力をお願いします。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

要請・意見表明

関係する機関などに改善要請や意見表明をすることもできます。

もう大丈夫。安心できたよ。

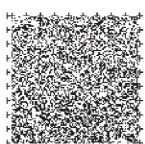
困ったことが出てきたらまた相談してください。相談が終わっても、必要があれば見守り支援をします。

せたホット

相談時間 月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時(日曜、祝・休日・年末年始をのぞく)

相談電話 フリーダイヤル ホット にきゅうさい FAX
0120-810-293 03-3439-6777
*携帯電話・公衆電話からも無料でかけられます。

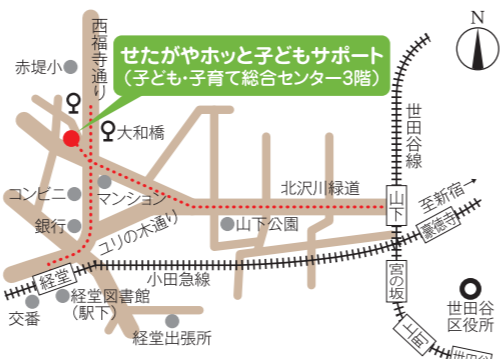
せたホットホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/009/003/003/d00126031.html>



ホームページ



子ども相談メール



アクセス 小田急線 経堂駅北口から徒歩7分
世田谷線 山下駅から徒歩13分

所在地
〒156-0051 世田谷区宮坂3-15-15
世田谷区立 子ども・子育て総合センター3階

発行元：世田谷区子どもの人権擁護機関(せたがやホットと子どもサポート)
TEL 3439-8415(事務局) FAX 3439-6777

せたホットとレター 第15号

世田谷区外にも広がる関係機関との対応



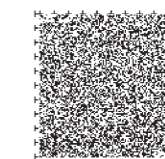
マスコットキャラクター なちゅ

「せたホットとレター第7号」で多様な関係機関と連携していることをお伝えしましたが、その後もますますそのような機会が増えてきています。さらに、区外の関係機関と関わる機会も増えてきました。世田谷区子ども条例第19条では、擁護委員に自分の権利侵害について相談などをできる「子ども」を「(1) 区内に住所を有する子ども (2) 区内にある事業所で働いている子ども (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども」としており、相談者は住まい、学校、勤務先のすべてが世田谷区とは限りません。世田谷区の学校に通学されているものの住まいが区外の場合は、区外(住居地)の児童相談所や子ども家庭総合支援拠点(世田谷区では「子ども家庭支援センター」の名称)あるいは病院などと連絡を取りながら相談に対応しています。区外の児童相談所が区内の学校に訪れて、学校や「せたホット」とともに対応するケースもありました。また、世田谷区にお住まいで区外の学校に在籍している場合、その学校を訪ねて相談させていただくなど、状況に応じて多様な相談対応を行ってきました。

いずれにしても「せたホット」では、学校でのいじめなど、在住又は在学の子どもの権利侵害を取り除くために子ども自身と擁護委員が必要と考えれば、学校が区立か私立か、世田谷区内か区外かを問わず、子ども同士、あるいは先生方との関係調整活動を行います。また、家庭内などの虐待であれば、主導する児童相談所などの機関の判断にゆだねながら、子どもが希望する場合など必要ならば、「せたホット」も側面から協力をするようになります。

今まで関わった私立や区外の学校、区外の児童相談所などには、子どもの権利をまもるために、一体となって問題解決に繋げようという姿勢で協力依頼を受け入れていただき、感謝をしています。

なお、世田谷区立の児童相談所が昨年の4月にスタートし、より身近な関係機関となりました。世田谷区には、「せたホット」のような機関がありますが、同様の機関が未設置の自治体でも、どんな小さな権利侵害も気軽に相談でき、迅速な対応ができるよう、子どもの権利をまもる諸機関が地域や専門領域をこえて、協力・連携できるようになることを願ってやみません。

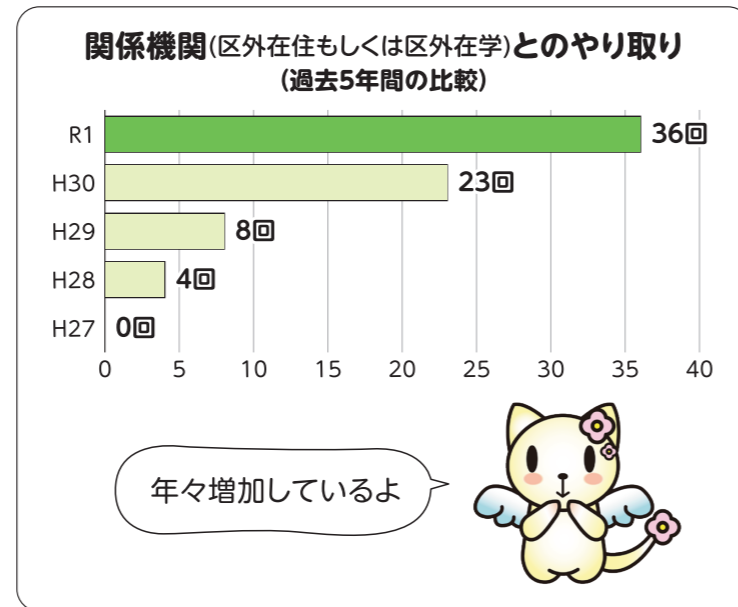
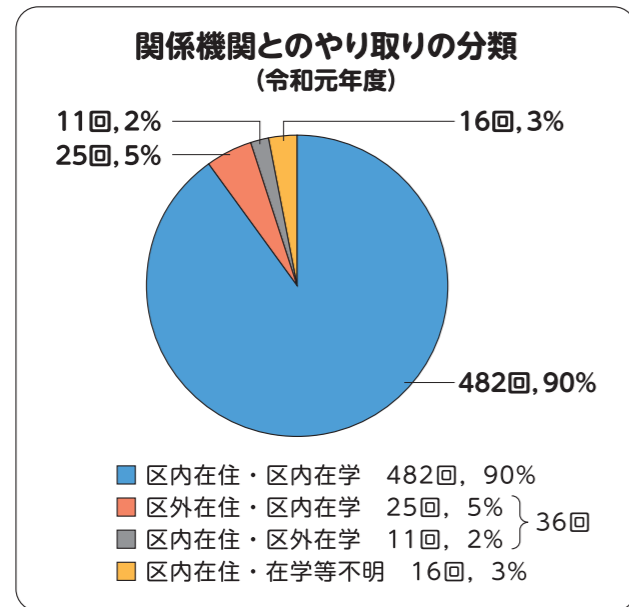


区内外の関係機関とともに子どもの最善の利益の実現をめざします

「せたホッと」は、世田谷区に在住・在学・在勤の18歳未満の子どもへの権利侵害に対し、子どもの最善の利益の実現をめざして、相談者である子どもとともに、現在起きている問題やその解決の糸口について考えていきます。そのうえで、子どもの意向を踏まえ、必要に応じて関係機関との対応等を行っています。

相談の中には、「『せたホッと』に相談していいかわからないけれど」というものも多く、その例として世田谷区外の関係機関が関わる相談があります。令和元年度の関係機関とのやり取り534回のうち、36回（区外在住25回+区外在学11回）は世田谷区外の関係機関（主に学校や子ども家庭支援センター、児童相談所）が関わるものでした。

本号では、「せたホッと」が行っている世田谷区外の関係機関との対応事例を紹介します。



*各事例はプライバシー保護のため、内容等を一部変更しております。

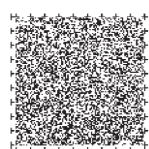
相談① お兄ちゃんが、お父さんから「成績が悪い」等の暴言を吐かれ、殴られています。世田谷区内の学校に通っていて、今日「せたホッと」のカードをもらって電話しました。世田谷区に住んでいなくても相談できますか？

世田谷区外に住んでいても、区内の学校に在学している子どもであれば、「せたホッと」は学校内の「いじめ」や「体罰」等で調査・調整を行うことはもちろん、家庭内の「虐待」や「家庭・家族の悩み」についての相談も受けています。

相談①のような「虐待」が疑われる相談は、子どもの気持ちを十分に傾聴したうえで、虐待対応の主たる相談機関である各自治体の子ども家庭支援センターや児童相談所に相談するよう促します。また、なるべく子どもの了承を得たうえで、「せたホッと」からそれらの関係機関へ情報提供や通告するなど、必要に応じた対応を行っています。

ただ、子どもが児童相談所などに一人で相談をするには、かなりの勇気や強い気持ちが必要です。そのため、「せたホッと」と一緒に相談に行くなど、その子どもに合った相談の方法を一緒に考えています。

通告したあとも、児童相談所とも連携をとりながら、子どもの希望にあわせて相談を継続しています。



相談② 小学校は世田谷区立の学校に通っていたけど、受験をして中学校からは世田谷区外の私立学校に通っています。中1の3学期から朝起きることができなくなり、頭痛や腹痛も激しく、遅刻が多くなってしまいました。そのつらさを先生がわかってくれず、嫌な対応を取られます。どうしたらいいですか。

世田谷区に住んでいて区外の学校に通っている場合でも、「学校・教職員等の対応」、「不登校」、「心身の悩み」等の相談に対し、子どもの気持ちを学校に伝える等、状況に応じた対応を行っています。

区外の学校の場合、すべての自治体に子どもの人権擁護機関が設置されているわけではないため、「せたホッと」がどのような機関なのか知らないことが多いです。学校へ訪問する際には、より丁寧に「せたホッと」について説明し、子どもの最善の利益の実現をめざす機関であることを伝えていきます。どのような場合でも、子どもの気持ちや意思を尊重し、学校等の関係機関と協力して解決をめざしています。



番外編として、相談先がわからないと言われることの多い、習い事の相談について紹介します。

相談③ 孫の習い事のお迎えに行くと、先生が孫の腕を引っ張り、怒鳴っていました。また、それを見た周りの子どもが悪口を言ったり、はやしたてたりしていました。どこに相談したらいいかわからず、インターネットで調べて電話しました。

学習塾やスポーツクラブなど、様々な習い事に通う子どもが多くなっています。そのような場合でも、先生や指導者からの不適切な対応や「いじめ」等は起きることがあり、その場合、どこに相談したらいいかわからないという方も多いと思います。「せたホッと」はそのような相談もお受けし、子どもの権利侵害を取り除くための調整や要請をすることもできます。

もし、どこに相談したらいいかわからないという場合は、「せたホッと」にご相談ください。

《関係機関のみなさまへ》

子どもの抱える悩みや困りごとは、時におとなの想像をこえ、一つの機関では解決策をうまく見いだせないこともあると思います。「せたホッと」でも、子どもの権利救済をはかっていくにあたって、様々な関係機関にそれぞれの専門性を活かした対応をお願いすることも多くありました。

「せたホッと」は公正中立な第三者機関として、関係機関との連携を行っています。子どもの権利侵害等が疑われ、お困りの時は、いつでもご相談ください。

